

経済産業省

令和4年1月25日

各都道府県 液化石油ガス担当部（局）長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

保安業務の適正な実施について（要請）

液化石油ガス保安の最近の状況等を踏まえ、保安業務に関する注意喚起及び周知をすることとしました。

つきましては、貴都道府県が管轄する液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、下記の対応をお願いします。

なお、業界団体等へは、別添のとおり送付していることを併せてお知らせします。

記

1 保安業務の適切な実施についての注意喚起

最近、以下のような保安業務に関連した法令違反や事故が発生している状況を踏まえ、貴都道府県が管轄する液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、法令順守の徹底及び事故防止に向けた注意喚起をお願いします。

<容器交換時等供給設備点検>

- ・容器交換時の高圧ホースの締め込み不足のため、高圧ホース接続部からガスが漏えいした。

<定期供給設備点検及び定期消費設備調査>

- ・定期供給設備点検や定期消費設備調査の実施記録を偽造されているものがあり、適切に点検調査が行われていなかった。
- ・コンロの燃焼テストを行うために点火したところ、漏えいしたガスに引火し、小爆発が起きた。漏えい検査実施の際、検査孔からゴムホースが外れ、ガスが漏えいしたことが原因であった。
- ・定期供給設備点検や定期消費設備調査において、ガス管の経年劣化についての確認が不十分であったことにより腐食を見落とし、漏えい事故が発生した。

<緊急時対応>

- ・緊急時連絡を受けたものの、不在であったため緊急時対応が遅れた。

2 保安業務が著しく困難な山岳地域にある山小屋等についての周知

平成19年7月静岡県富士山頂の山小屋で漏えい・爆発事故（軽傷2名）、同年9月富山県鹿島槍ヶ岳の山小屋でのCO中毒事故（死者1名）を踏まえ、経済産業省及び都道府県が山小屋の実態調査を行ったところ、通常の方法による販売及び保安業務が困難であることが判明しました。

これを受け平成24年6月、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第17条の規定に基づき、通常の方法による販売及び保安業務が困難な場合の特則承認の基準、申請手続き等を定めた「山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）」を制定しました。

液化石油ガス販売事業者に対して、当該制度を改めて周知願います。

制度の詳細は以下のサイトで公表しています。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anz_en_torikumi/shinseimanyuaru.html#A21